

特集

暮らしを支える国民年金

問合せ先
市役所市民窓口
グループ
☎52-1111
(内線216・261)

あなたを支える3つの基礎年金

遺族基礎年金	障害基礎年金	老齢基礎年金
<p>年金を受けられる条件</p> <p>①国民年金の加入者（もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること）や老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた子のいる妻、または子が受けられます。</p> <p>②死亡日の属する月の前々月までに加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除および学生特例期間を含む）あるいは、死亡日が平成28年3月31日以前の場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。</p> <p>年金を受けられる方</p> <p>その方に扶養されていた子（18歳到達年度末までにある子・障がい者は20歳未満の子）のいる妻または子。</p> <p>年金額（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子のいる妻が受ける時（子1人）102万円 子のみで受ける時79万2,100円 <p>※子の人数に応じて加算額が変わります。</p>	<p>年金を受けられる条件</p> <p>①初診日が国民年金の加入中（もしくは加入をやめた後、日本国内に住所を有し、60～64歳までに障がい者となったとき）</p> <p>②障がい認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）に一定の障がいの状態にあること</p> <p>③初診日の属する月の前々月までの加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること。（免除および学生特例期間を含む）あるいは、初診日が平成28年3月31日以前の場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。</p> <p>なお、20歳前に病気やけがなどで障がい者となった方は、20歳になったときから受けられます。（本人の所得制限あり）</p> <p>年金額（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1級障がい 99万100円 2級障がい 79万2,100円 <p>※子がいる場合、人数に応じて加算額があります。</p>	<p>老齢基礎年金は、原則として25年以上の受給資格期間を満たしている方が、65歳になると受けられます。</p> <p>受給資格期間</p> <p>①納付期間（第1号、第2号、第3号被保険者納付）、②免除・納付猶予または学生特例期間、③任意加入できる方が加入しなかった期間（カラ期間）などを合わせた期間です。ただし、納付猶予・学生特例期間およびカラ期間は年金額には反映されません。</p> <p>年金額（平成21年度）</p> <p>79万2,100円</p> <p>繰り上げ支給や繰り下げ支給</p> <p>早く年金を受けたい方、または遅く受けたい方は、希望により60歳から70歳までの間で請求ができます。ただし、65歳で請求した年金額を基準とし、64歳以前に受けると減額され、66歳以後に受けると増額されます。この増減率は、生涯変わりません。（このほかにも制約があります）</p>

<p>◆寡婦年金</p> <p>第1号被保険者として保険料納付期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。</p> <p>年金額 夫が受けられたはずの年金額（第1号被保険者期間分）の4分の3です。</p>	<p>◆死亡一時金</p> <p>第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金、または寡婦年金の対象とならない場合に支給されます。</p> <p>支給額 保険料納付月数によって12万円～32万円となります。</p>
---	---

<p>年金は、加入者の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているために次の3種類に区分されます。</p>
<p>第1号被保険者</p> <p>対象 農林漁業、自営業、自由業、無職および20歳以上の学生</p> <p>納付方法 保険料は各自で納めます。</p>
<p>第2号被保険者</p> <p>対象 サラリーマンやOLで、厚生年金、各種共済組合に加入している方。</p> <p>納付方法 保険料は加入している制度が拠出金として支払いますので、個別で納める必要はありません。</p>
<p>第3号被保険者</p> <p>対象 厚生年金や各種共済組合の加入者に扶養されている配偶者。</p> <p>納付方法 扶養している第2号被保険者と同じ制度で拠出金として支払います。</p>

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人たちが加入する制度です。

お年寄りになったとき、障がいを負ったとき、また、一家の生計維持者が亡くなったときに生活の安定を図ることが目的の公的な制度です。

希望すれば加入できる方

60歳になるまでに老齢基礎年金

の受給資格期間を満たすことができ、きない方や受給資格はあるが年金額を満額に近づけたい方は、65歳になるまで任意加入できます。ただし、老齢基礎年金受給中の方を除きます。

20歳以上60歳未満の方で海外に在住の日本人（納付状況によっては70歳まで）も加入できます。※生年月日により65歳以上70歳まで加入できる特例があります。

保険料は忘れずに

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めます。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に免除期間を含め、最低25年以上の保険料の納付が必要です。

第1号被保険者の月額保険料は1万4,660円（平成21年度）です。

納めることが困難な方は

経済的な理由などで、どうしても納めることが困難な方は、申請して認められれば、保険料が免除される制度があります。

受給資格 期間（原則25年以上）に合算されます。

- ・全額免除：当該期間の2分の1（平成20年度分までは、3分の1）
- ・4分の3免除：当該期間の8分の5（平成20年度分までは、2分の1）
- ・半額免除：当該期間の8分の6（平成20年度分までは、3分の2）
- ・4分の1免除：当該期間の8分の7（平成20年度分までは、6分の5）

※若年者納付猶予は、30歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下に合算されます。

下の場合、学生納付特例は、本人の所得が一定額以下の場合、いずれも申請して認められれば、保険料を後日納付（追納）できる制度があります。

保険料の追納は

免除または猶予された保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。

その際、免除された当時の保険料に一定の加算額を加えた追納額になります。

「割引前納制度」がお得です

前納制度とは1年分または半年分をまとめて納付すると、それぞれ年3,120円、70円の割引があります。

また、口座振替による納付を利用する場合には、条件により割引率が変わります。

税金が安くなります

納付した保険料は、全額社会保険料控除の対象となるため、年末調整や確定申告の際に申告すると税金が安くなります。

保険料の領収書は大切に保管してください。